

平成28年4月定例農業委員会議事録

(開会 4月25日(月)午後4時)

(欠席委員) 近藤雅俊委員、近藤薫委員

(事務局出席者) 廣戸事務局長、山田事務局次長、久野主幹、
鈴木主任主査、成田主査、農崎主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから4月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、17名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、6番の近藤邦彦委員、7番の深谷俊朗委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第1号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明のあった番号1 新屋、三好上の件について、地元委員からご意見をお願いします。

原田委員：現地確認を4月23日に行いましたが、申請地は適正に耕作されていました。申請受人は、12月に農振除外の手続きを行いました事業農地の一部を手放しており、今回代替地として申請地を購入されるということです。従前の所有地についてもきちんと耕作をしていましたので、申請地を取得されても、引き続き耕作していただけたらと思っています。審議の程、よろしく願います。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

近藤(邦)委員：当該申請地はきれいに耕作されていますが、隣接地が荒れているかと思えます。そちらについては、みよし市の方が所有しているのですか。

原田委員：そちらについては市外の方が所有していると思われれます。地元でも以前から懸案事項ではあります。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等もないようですので、採決をとります。番号1について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：番号1について、全員賛成により許可することとします。

議長：続きまして、番号2 三好下の件で、地元委員よりご意見を申し上げます。

竹谷委員：土地所有者は、高齢であり耕作ができないということで、現在は果樹を耕作している息子が農地のほとんどを管理しているそうです。所有者の子供は3人おりますが、後継者は今回の申請受人であり、今後も農地を守るために生前贈与を行うということです。現地確認を21日に行いましたが、申請地は果樹園であり、柿が適正に耕作されているので、問題ないと思います。審議の程、よろしく申し上げます。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

加藤(英)委員：議案にある申請受人の理由について、少し分かりづらいのですが、再度説明をお願いします。

事務局：申請理由に少し分かりづらい点があったかと思います。申請地所有者は父親であるものの、耕作については、現在すでに息子である申請受人が行っています。今回は生前贈与により所有権移転を行う申請ですが、耕作の状況は何ら変わらないです。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

木戸委員：生前贈与は良いと思いますが、所有者はまだほかにも農地をお持ちですか。

竹谷委員：まだたくさん持っています。今年については、申請地のみを生前贈与するというものであり、今後その他についても行っていく予定であると伺っています。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等もないようですので、採決をとります。番号2について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：番号2について、全員賛成により許可することとします。

《採決結果：議案第1号 全員賛成2件》

議長：つづきまして、議案第2号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：議案説明の前に、本案件については、議事参与の制限を受ける委員がいますので、制限を受ける委員には退席いただき、説明、審議を頂きたいと思っておりますので、ご了承ください。

《竹谷委員退席》

事務局：《議案書に基づき説明》

事務局：立地基準についてですが、番号1は第1種農地に該当します。

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 三好上の件について、地元委員に代り事務局より意見をお願いします。

事務局：本日欠席である三好上の近藤薫委員より意見をいただいておりますので、報告いたします。4月21日、三好上土地改良区工区長、渡し人と立ち会いの下に現地確認を行いました。雨水と汚水の配水系路ですが、すぐ南側が病院の駐車場となっており、これは渡し人所有地であります。この駐車場の東側には側溝が設けてあり、駐車場の雨水はここから南側の水路に放流されるようになっております。当該申請地の排水もこの側溝に接続して南側水路へ放流するとのことです。西側に残った水田については、将来的に畑に用途を変える予定であるとのことです。また、その水田の西側には既に受け人の兄弟が住宅を建て、居住しております。農家二三男の分家住宅であり、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたしますということでご意見を事前にいただいておりますので、報告させていただきます。

議長：ただいま地元委員に代り事務局より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《竹谷委員着席》

《採決結果：議案第2号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第3号について事務局から説明を求めます。

【議案第3号 相続税納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があった番号1 三好下の件について、地元委員からご意見をお願いします。

竹谷委員：21日に現地を確認し、畑については梅、ミカンが耕作されておりました。

田についても、きちんと耕作されて、農業経営をしている状況を確認しました。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見もないようですので、番号1について採決をとります。番号1について証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：番号1について、全員賛成により証明を発行することとします。

《採決結果：議案第3号 全員賛成1件》

【議案第4号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明があったことについて、何か意見等はありませんか。

鈴木(文)委員：番号2の農地について、資料では面積が1,000㎡とありますが、位置図だと、2,000㎡位の面積であるように見受けられます。どちらが正しいのでしょうか。

事務局：資料の1,000㎡の面積が正しいです。図面については、後日正しいものと差し換えをお願いします。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見等もないようですので、利用権設定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：本件について、全員賛成により決定することとします。

《採決結果：議案第4号、全員賛成》

[報告事項]

1 平成28年3月分農地転用届出の受理状況について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

(意見、質問等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：その他連絡事項について、事務局から説明をさせていただきます。

1 平成28年度 みよし市農業委員会事務局組織表について

事務局：何か御質問等があればお願いします。

(意見、質問等なし)

事務局：以上をもちまして、4月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立
下さい。一同礼。

(閉会午後4時45分)